



新型コロナウイルス感染症に関する特別定額給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、迅速かつ的確に家計への支援を行うため、市民1人につき10万円の「特別定額給付金」を支給します。詳細は、市ホームページをご覧ください。

■**対象** 基準日(令和2年4月27日)に住居基本台帳に記録がある市民

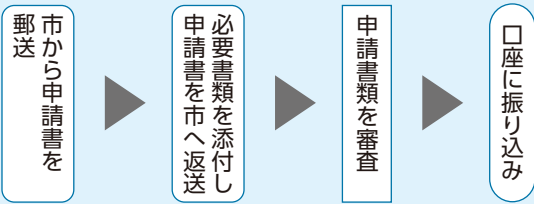
■**給付額** 1人につき10万円

■**給付金の申請と給付の方法**

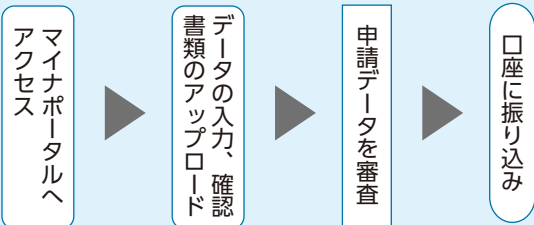
給付金の申請は次の①と②を基本とし、給付金は、原則として世帯主が指定した銀行口座へ振り込みます。

特別定額給付金申請の基本的な流れ

①郵送による申請



②オンラインによる申請



①郵送申請方式

各世帯主へ申請書類を順次郵送するので、同封の申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しを添付し返送してください。

②オンライン申請方式(要マイナンバーカード)

マイナポータル([URL myna.go.jp](https://my.myna.go.jp))から振込先口座の入力と、振込先口座の確認書類をアップロードし、申請をしてください(電子署名により本人確認書類は不要)。

■詐欺に注意してください

特別定額給付金に関して、市が直接、現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすることや、「特別定額給付金」の給付のために手数料の振り込みやキャッシュカードの暗証番号などを求めることは、絶対にありません。注意してください。

自宅や職場などに市役所職員などをかたった電話や郵便、メールが届いたら、大和警察署(☎046-261-0110)か警察相談専用電話(#9110)に連絡してください。

☎ 企画課特別定額給付金担当 ☎70・5686



全業種対象 中小企業応援臨時給付金の申請受け付け中

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受けている中小企業者を支援するため、給付金を支給します。詳細は、市ホームページをご覧ください。

☎ 商業観光課 ☎70・5685 (製造業以外)、工業振興企業誘致課 ☎70・5661 (製造業)

中小企業事業継続支援臨時給付金

▶**対象** ①令和2年3月期～5月期の間で、いずれかの月の1か月の売上高が前年同月の売上高に比べて20%以上減少した市内中小企業者と個人事業主(事業開始後1年未満の場合は昨年10月期～12月期のいずれかと比較)②①のうち市内に所在する事業所を賃借している事業者▶**給付額** ①10万円②10万円(併用可)▶**必要書類** 申請書(市ホームページからダウンロード可)、売上高が所定の期間において20%以上減少したことを確認できる書類、賃貸借契約書の写し(②のみ)、請求書(市ホームページからダウンロード可)など▶**申請** 必要書類を6月30日(消印有効)までに、〒252-1192市役所商業観光課(製造業以外)か工業振興企業誘致課(製造業)へ郵送

中小企業雇用安定支援臨時給付金

▶**対象** 令和2年4月1日～6月30日の間を判定基礎期間とした雇用調整助成金の支給申請をした、市内中小・小規模企業者と個人事業主▶**給付額** 中小企業者などは30万円、小規模企業者は20万円▶**必要書類** 申請書(市ホームページからダウンロード可)、雇用調整助成金支給申請書の写し、請求書(市ホームページからダウンロード可)など▶**申請** 必要書類を9月30日(消印有効)までに〒252-1192市役所商業観光課(製造業以外)か工業振興企業誘致課(製造業)へ郵送

市民活動を財政支援 きらめき補助金 交付団体決定

市民・事業者と市が互いに良きパートナーとして協力し合い、市民活動が活発に展開される基盤を整えるため、毎年きらめき補助金(市民活動応援補助金)を市民団体に交付しています。

同補助金は、ボランティアやNPOなどの市民活動を

財政的に支援することで、市民協働による豊かな魅力と活力があふれる地域社会の実現を目指すものです。

3月24日に市役所で、同補助金の交付団体を決める選考会を開催しました。学識経験者やNPO支援団体関係者などで構成する選考委員会で検討し、今年度は下表のとおり7事業を採択しました。

市民が参加できる事業は、主催団体が広報あやせなどで募集します。ぜひ、参加してください。

☎ 市民協働課 ☎70・5640

ひかり(活動を始めたばかりの団体が勇気を持って市民活動に取り組むための支援)

区分番号	事業名	団体名	事業費総額(千円)	交付額(千円)
1	移動制約者支援交流・学習事業	NPO法人おでかけ綾瀬	440	100
2	地域交流サロン事業	地域交流サロン さざなみ	161	100
3	こどもたちの運動能力向上のための遊びとティーボール	フリースタイルスポーツクラブ	77	65

かがやき(すでに活動している団体の活動を一層充実・発展するための支援)

区分番号	事業名	団体名	事業費総額(千円)	交付額(千円)
1	「みんなで唄う童謡の集い」20周年記念コンサートPART V	あやせ童謡の会	810	83
2	恐怖のマイクロプラスチック今私たちにできること	NPO法人ふるさと環境市民	270	173
3	ともに生きる社会「グローバルシティあやせ」	AIFAあやせ国際友好協会	370	244

はばたき(すでに活動している団体が他の団体と協働することで相乗効果を発揮し、地域社会の活性化に寄与するための支援)

区分番号	事業名	団体名	事業費総額(千円)	交付額(千円)
1	市民オペラ「魔法の笛」の公演を成功させるためのワークショップと作品展とオーディション	綾瀬でオペラを！の会 あやせまちづくり大学 AIFAあやせ国際友好協会	620	435

健康診査のお知らせ



綾瀬市国民健康保険加入者や75歳以上の方を対象に、健康診査を実施します。対象者は下表のとおりです。市が実施している追加項目は、加入者の基本項目と同時に受けることができます(※1)。

また、今年度中に40～74歳になる国民健康保険加入者のうち、対象期間に指定医療機関で人間ドックを受ける方は助成を受けられます。特定健康診査について

は、対象者へ5月下旬ごろ送付する特定健康診査の案内を確認してください。

新型コロナウイルス感染症の影響により受診できない場合があります。

☎ 特定健康診査は、保険年金課 ☎70・5617、綾瀬市健康診査は、健康づくり推進課 ☎77・1133

対象	令和2年度中に40～74歳になる市国民健康保険加入者※2	令和2年度中に75歳以上になる方
健診の名称	特定健康診査	綾瀬市健康診査
費	2000円(70歳以上は無料)※3	無料
通知(5月下旬に送付)	4月1日現在で市国民健康保険に加入している対象者に通知(4月2日以降の加入者で受診を希望する方は要連絡)	昭和20年3月31日以前生まれの方：昨年度受診者に通知(昨年度受診せず、今年度希望する方は連絡してください) 昭和20年4月1日～昭和21年3月31日生まれの方：全員に通知
場	委託医療機関(一覧表を通知に同封。予約が必要な場合あり)	
受診期間	6月1日～来年3月31日(医療機関の休診日を除く。医療機関によっては実施していない時期あり)	

※1 市が委託している医療機関に限り、保険者の実施する特定健康診査と同時に追加の健診を受けることができます(一部負担金あり)

※2 35～39歳になる同保険加入者も同様の健診を受けられるので、希望者は連絡してください

※3 追加の健診のうち前立腺がん検診や肝炎ウイルス検査については、70歳未満の方は一部負担金があります